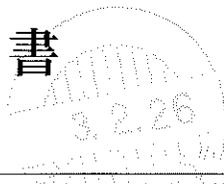


(その1)

収 支 報 告 書



令和 3 年 2 月 26 日
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)じゆうみんしゆつぎがくじんまがし(じゆうみんしゆつぎがくじんまがし)

1 政治団体の名称
自由民主党 佐賀県 佐賀市 第七支部

2 主たる事務所の所在地
佐賀市大和町尾寺 2763-23

3 代表者の氏名
留守 茂幸

4 会計責任者の氏名
留守 和子

事務担当者の氏名
西ノ保 順子
(電話) 0952-64-8484

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から 年 月 日まで

備考 1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		十億		百万		千	円
収 入 総 額 A				2	9	13	906
(前年からの繰越額)					1	78	085
(本年の収入額)				2	73	5	821
支 出 総 額 B				2	52	7	180
翌年への繰越額 A-B					2	86	726

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億		百万		千	円
金 額					1	00	800
員 数							76

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額								備 考
		十億		百万		千	円		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)						60	000		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				25	75		000		
(ウ) 政治団体からの寄附							0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				26	35		000		
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]							0		
イ 政 党 匿 名 寄 附							0		
合 計 (ア + イ)				26	35		000		

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要	金 額								備 考
		十億		百万		千		円	
この頁の小計									0
1件10万円未満のもの									2/
合 計									2/

備考 1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
 2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
 3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		個人からの寄附		備考
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)		
	十億	百万	千	円					
遠田和夫			60000	0000	2.3.31	川崎市城田町晴氣4371	行政書士		
この頁の小計			60000	0000					
その他の寄附				0					
合計			60000	0000					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のもので合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額						年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	百	十	円					
有限会社 松石建設			6	0	0	0	0	2.3.31	群馬県大和田町松瀬 4132-1	松石次男	
株式会社 中野建設			6	0	0	0	0	2.5.29	群馬県桐生市日田番 28号	中野武夫	
安部建設 株式会社			6	0	0	0	0	2.4.3	群馬県大和田町尼寺 854-1	安部 健	
株式会社 新秋和建設			1	2	0	0	0	2.10.30	群馬県大和田町柳野 120	尾原嘉寿子	
有限会社 サグイテエンジニア			6	0	0	0	0	2.4.10	群馬県本庄町慶子 1725	松本 勝人	
有限会社 田中庭樹園			6	0	0	0	0	2.1.28	群馬県金井町金立 1197-288	田中一則	
株式会社 グローブ			6	0	0	0	0	2.1.27	群馬県神野東 4丁目-6	坂田匡一	
株式会社 フォレスト			6	0	0	0	0	2.1.28	群馬県富田町市川 1328	野中拓美	
高崎警備保障 株式会社			2	4	0	0	0	2.1.28	群馬県鉾田町日田5-21	宮崎敏則	
株式会社 久高組			6	0	0	0	0	2.1.28	群馬県富田町下熊川 812	久高正人	
株式会社 日設工業			6	0	0	0	0	2.1.28	群馬県大和田町東山田 3534-4	田代安弘	
株式会社 井手隆本業			6	0	0	0	0	2.5.15	群馬県大和田町上和原 178-10	井手隆彦	
株式会社 富田建			6	0	0	0	0	2.4.30	群馬県富田町下熊川 159-68	牧園博文	
株式会社 富田組			6	0	0	0	0	2.4.14	群馬県三波町藤原 3747	富田 寿正	
株式会社 江里口造園			6	0	0	0	0	2.4.6	群馬県鉾田町八戸 1637-4	江里口 義章	
この頁の小計			1	1	4	0	0	0			
その他の寄附											
合計											

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
株式会社 嘉善満保障株式会社			60	000	2.4.8	佐賀市鏡島6丁目9-24	小原龍治	
東興開発 有限会社			120	000	2.1.27	佐賀市神野西3丁目12番14号	坂村一男	
株式会社 日本コーキ			60	000	2.1.28	佐賀市大財2丁目7-16	藤山 茂子	
株式会社 松平産業			60	000	2.1.28	佐賀市富工町古湯 818	松平 光司	
株式会社 ヤシエト			60	000	2.1.28	佐賀市今宿町1-10	吉原 孝良	
株式会社 本山建設			120	000	2.10.28	武雄市朝日町中野1443-3	本山 泰宏	
有限会社 菟田建設			60	000	2.4.30	佐賀市富工町古湯 816	菟田 浩	
有限会社 東昇建設			60	000	2.1.27	佐賀市大和町東山田 2544-8	北島 隆廣	
株式会社 グラン開発			60	000	2.4.6	小城市小坂町岩蔵 5335-8	吉原 聡心	
株式会社 池田建設			60	000	2.10.6	佐賀市大和町川上 1743-1	池田 博司	
株式会社 川原建設			60	000	2.5.8	佐賀市富工町古湯 2770-1	川原 茂樹	
有限会社 柳川商店			60	000	2.3.3	佐賀市大和町梅野 826-1	柳川 重彦	
株式会社 富工建設			120	000	2.3.27	佐賀市富工町上熊川 118-1	山口 博秀	
五光工業 株式会社			120	000	2.6.11	佐賀市久保田町久保田 114-3	本永 幸秀	
森永建設 株式会社			120	000	2.10.5	佐賀市久保田町狭方 48-1	森永 浩通	
この頁の小計			1200	000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
有限会社 福地石油			60000	0000	2014.07	伊藤市八戸 3-12-1	福地正美	
西鉄旅行株式会社			60000	0000	2010.30	伊藤市駅前中央1丁目-5	高尾博美	
野中建設株式会社			60000	0000	2011.08	伊藤市高工町1丁目-1	森永 貞	
この頁の小計			180000	0000				
その他の寄附			55000	0000				
合 計			235000	0000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別表とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費		13	149	50	
(2) 光 熱 水 費			94	165	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			509	411	
(4) 事 務 所 費			473	448	
小 計		23	919	74	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費			135	206	
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ 宣 伝 事 業 費				0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計			135	206	
合 計		25	271	80	

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>組織活動費</u> (<u>組織対策費</u>)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								135206
合 計								135206

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を
超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(i)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組
織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議
員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

